Hyogo Prefecture

医療措置協定について
【病院・有床の診療所】

2．協定の申出について

兵庫県　保健医療部　疾病対策課

協定の進め方

申出フォームで申請 → 県で受領 → 協定書・指定通知書発行

各項目に貴院での対応可能数等を入力してください。
また、流行初期と初期以降の入力間違いが多発しております。
ご注意ください

申請を受領したあと、
個別に対応いたします。
他に回答が必要な手続きもございますので、
ご認識ください。

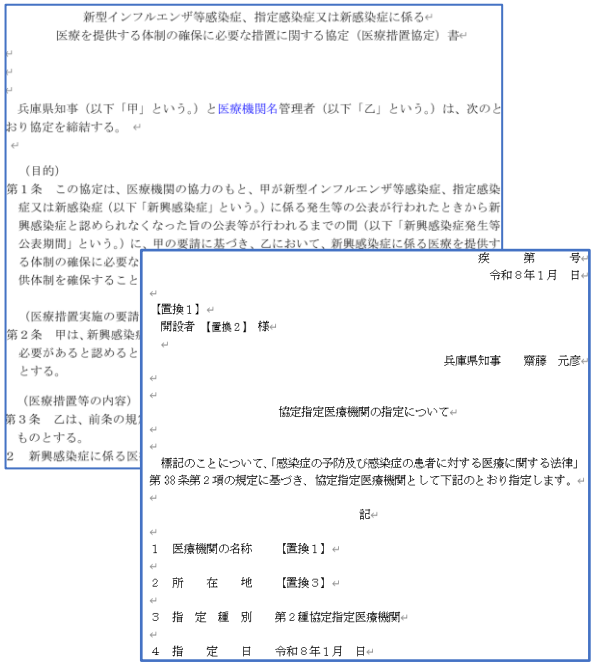

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

兵庫県知事（以下「甲」という。）と医療機関名管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、医療機関の協力のもと、甲が新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な
供体制を確保すること

（医療措置実施の要請
第２条　甲は、新興感染
必要があると認めると
とする。

（医療措置等の内容）
第３条　乙は、前条の規
ものとする。
２　新興感染症に係る医

疾　第　号
令和８年１月　日

【置換１】
開設者　【置換２】　様

兵庫県知事　齋藤　元彦

協定指定医療機関の指定について

標記のことについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条第２項の規定に基づき、協定指定医療機関として下記のとおり指定します。

記

１　医療機関の名称　【置換１】
２　所　在　地　【置換３】
３　指　定　種　別　第２種協定指定医療機関
４　指　定　日　令和８年１月　日

協定書と協定指定医療機関の指定通知書を送ります。

協定の進め方

申出フォームで申請

各項目に貴院での対応可能数等を入力してください。

Webフォームからの申請のみとなります。
下記、URLから申請お願いいたします。
URL：医療措置協定の申出フォーム（病院・診療所）
※上記リンクからアクセスできない場合は下記URLを直接アドレスバーに入力しアクセスしてください。
https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/bs-moshide

協定項目

病床の確保

発熱外来

自宅療養者等への医療提供

人材派遣

個人防護具の備蓄

医療措置協定で対応いただくのは、厚生労働大臣により新興感染症（新感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症）の発生等公表が行われ、かつ県知事が要請した時のみです。
また、「新興感染症」と言っても様々な想定があり得ますので、「新型コロナウイルス感染症」を念頭に回答して下さい。

なお、協定指定医療機関の指定に必要な項目は「□」もしくは「□」で示す項目です。

協定項目－病床確保

流行初期期間　　流行初期期間以降

新興感染症
発生等の公表

3か月

6 か月

①知事要請から病床確保いただくまでの目安（日数）

流行初期期間　　：知事からの要請後７日以内に病床確保

流行初期期間以降：知事からの要請後14日程度を目途に病床確保

②貴院で受入れることが可能な患者種別

軽症・中等症者　／　重症者（人工呼吸器管理・ECMO等が必要）

③特に配慮が必要な患者種別（受入れ可能な病院のみ）

精神疾患・認知症・知的障害者・妊産婦・小児・透析患者

※精神疾患や認知症、知的障害を有する患者のうち、
　離床行動や危険行為等により特に配慮が必要な患者

協定項目－発熱外来

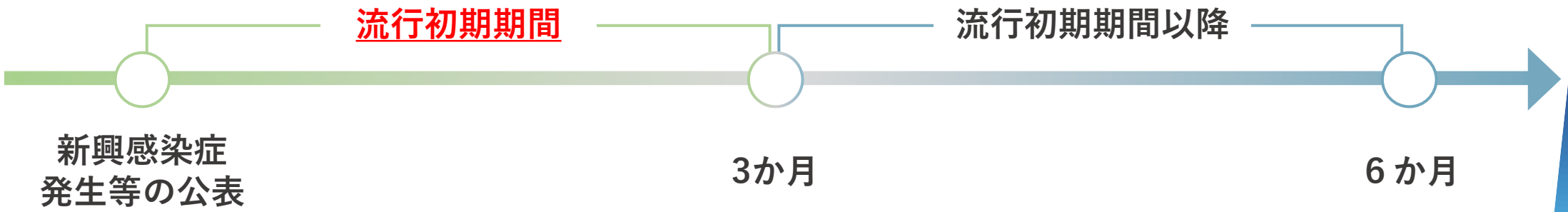

①知事要請から発熱外来設置までの目安（日数）

流行初期期間　　：知事の要請後７日以内に発熱外来を設置

流行初期期間以降：知事の要請後14日以内に発熱外来を設置

※流行初期期間については、対応可能な医療機関のみご回答ください。

②貴院で対応可能な発熱外来患者数

「1日あたり対応可能」な人数を回答いただいております。

協定項目－発熱外来（検査）

流行初期期間　　流行初期期間以降

新興感染症
発生等の公表

3か月

6 か月

◆検査について

本項目における検査とは、「核酸検出検査」を指し、抗原検査は含まれません。

また、本項目の対象となるのは、「検体採取だけでなく、自院で分析まで実施できる」医療機関です。

検体採取のみを行い、分析を外部の検査機関へ委託する場合は本項目の対象外となります。

なお、本協定の検査に関する規定は、感染症法第36条の6に基づく検査等措置協定を兼ねるものです。

協定項目－自宅療養者等への医療提供

流行初期期間　　流行初期期間以降

新興感染症
発生等の公表

3か月

6 か月

①要請から医療提供実施までの目安（日数）

流行初期期間　　：知事からの要請に基づき、公表後３か月以内に自宅療養者等への医療提供を実施

流行初期期間以降：知事からの要請に基づき、公表後６か月以内に自宅療養者等への医療提供を実施

②対応いただく患者の病状

軽症者等を想定

③医療提供いただく方法

往診、電話・オンライン

④医療提供先

自宅、宿泊施設、高齢者施設、障害者施設

※健康観察の項目は「実施の可否の表明」のみになります。

協定項目－人材派遣

①派遣項目

感染症医療への従事：病院やクラスター発生施設への派遣

感染症予防等業務　：特に感染症に専門的な知見を有する方について、高齢者施設での指導等へ派遣

②派遣可能な人材

医師、看護師、その他

協定項目－個人防護具

◆入力項目

備蓄量（枚数）：現在の備蓄量を入力（使用量の2か月分を推奨）

月あたり使用量：新型コロナウイルス感染症を念頭に月間の使用推定量を入力

※厚生労働省では、備蓄する個人防護具は、平時から備蓄物資を積み増し、順次取り崩して使用することを繰り返す方法（ローリングストック）を想定しています。

Hyogo
Prefecture